

北方領土の返還実現に関する要望

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願であることから、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国は、一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力を行うこと。
2. 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業の推進及び北方領土隣接地域の振興と返還運動推進のための財源措置が図られるよう、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」を改正すること。
3. 北方領土周辺海域における漁業の安全操業の実現について、万全を期すこと。